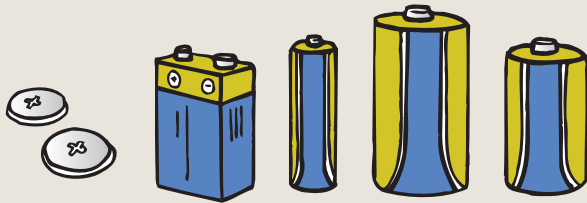


(7) 有害ごみ

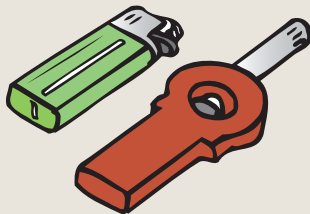
★ ごみ出し基本ルール ★

- ・朝8:30までに出しましょう。
- ・指定された袋で出しましょう。
- ・袋には氏名を書きましょう。
- ※ごみの搬入は3ページ参照

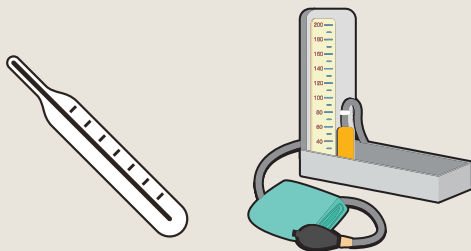
有害ごみの具体例



乾電池・充電式電池等



使い捨てライター



水銀を含む体温計・温度計・血圧計



蛍光管・LED管 (紙に包んで出す。)

ごみ出しルール

- 透明袋 (中の見える袋) に入れて出してください。
- **他のごみと一緒に袋に入れないでください。**
(例: ×資源ごみ4の金属製品の袋に電池を入れる。)
- 体温計や蛍光管は、割れないように出してください。
※**新しく購入した蛍光管の紙製の入れ物に、**使えなくなった蛍光管を入れて出してください。
入れ物がない場合は、新聞紙等で包んで中身の品名を書いて出してください。
- ※長い蛍光管は、紙製の入れ物から飛び出さないよう、両端をテープなどで止めて出してください。
- ライターはガスを使い切って出してください。

事業所から出る「有害ごみ」は？



事業所から出る有害ごみは、産業廃棄物です。市では、収集・処理できません。

収集作業をする人がけがをしないように、割れやすい蛍光管や体温計は、むきだのまま出さないでね！

